

# 新型コロナウイルス感染症に対応した 三鷹市立小・中学校における学校運営ガイドライン (一部改定)

今回の一部改定は、『新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン【都立学校】～学校の「新しい日常」の定着に向けて～改訂版 ver. 5』（東京都教育委員会 令和4年12月6日付事務連絡）に基づき、主に「Ⅱ 臨時休業編」の一部改定を行ったものです。

令和4年12月14日

三鷹市教育委員会

# 新型コロナウイルス感染症対策の基本的な考え方

三鷹市立小・中学校においては、基本的な感染対策を継続する「新しい生活様式」を導入するとともに、感染状況に応じた感染症対策を講じながら、可能な限り、授業や部活動、各種行事等の教育活動を継続し、児童・生徒の健やかな学びを保障してきました。

引き続き以下のことを原則として、校内での感染症対策に万全を期すようお願いします。

## 学校運営の基本方針

地域や児童・生徒の感染状況を踏まえ、基本的な感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続する。

### <基本的な感染症対策の徹底>

- 活動場所や活動場面の応じたメリハリのあるマスク（不織布）の着用
- 3つの「密」（密閉・密集・密接）の一つ一つを確実に回避することを徹底
  - ・ 換気の悪い密閉空間
  - ・ 多くの人が密集している状況
  - ・ 互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や共同行為
- ※ 3つの「密」の条件が同時に重なる状況は必ず回避することはもちろん、できる限りそれぞれの密を避けることが望ましい
- 正しい手洗いや手の消毒などの基本的な感染症対策を徹底
- 児童・生徒、保護者等や教職員の健康観察の徹底
- 日頃の連絡体制を確認し、確実に連絡が行き渡る体制づくりを徹底
- 学校医や学校薬剤師等と連携した校内保健管理体制の整備の徹底

## 1 活動場所や活動場面に応じたメリハリのあるマスク（不織布）の着用

マスクの着用方法によって飛沫の捕集効果に違いが生じることから、正しい方法で着用することが重要である。さらに、一般的なマスクでは、不織布マスクが最も高い効果を持ち、次に布マスク、その次にウレタンマスクの順に効果があるとされていることを踏まえ、不織布マスクを着用する。ただし、特別な配慮を要する児童・生徒で、不織布マスクは着用できないが、布マスクであれば着用ができる場合、布マスクの着用を行う。会話時には必ずマスクを着用し、マスクをずらしての会話など、マスクを正しく着用せずに会話を行うことは避ける。正しいマスクの着用方法については、厚生労働省ホームページを参考にする。

([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00094.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html))

登校時にマスクを忘れてきた場合や、校内でマスクを汚してしまった場合などは、鼻や口をティッシュやハンカチで覆わせた上で、保健室等に保管している予備のマスクを着用させるなどを徹底する。マスクを着用させることができない、やむを得ない場合には、ティッシュ・ハンカチや袖で口・鼻を覆わせるなど、咳エチケットを行うよう指導する。

マスク着用により熱中症などの健康被害の可能性が高いと考えられる場合には、換気が十分に行われている環境の下で、互いに十分な距離を保った上で、マスクを外すよう指導する。また、授業の前後や授業中に適宜水分を摂取させるなど、児童・生徒の健康状態に常に注意を払う。

## 2 3つの「密」を避ける

学校においては、密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、密集場所（多くの人が密集している）、密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や共同行為が行われる）という3つの「密」を避ける必要がある。このため、まずは換気の徹底と身体的距離の確保が重要である。

### (1) 換気の徹底

- 換気を行うため、授業中における窓開けなどの換気は、可能であれば常時、リスクは上がるものの困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する。）、2方向の窓を同時に開けて行う。また、エアコンは室内の空気を循環しているのみで、室内の空気と外気の入替えを行っていないことから、エアコン使用時においても換気は必要である。冬場の寒い場合には、10cmでも窓を開けると空気の流れができ換気ができる。
- 換気の指標として、CO<sub>2</sub>測定器により二酸化炭素濃度を計測するなどし、適切な換気に努める。
- 上記の適切な換気を行いつつ、空調や衣服による温度調節、除湿器による湿度調節などの校内環境管理の対策を講じる。
- 冬季における換気は、冷気が入りこむため窓を開けづらい時期だが、空気が乾燥し、飛沫が飛びやすくなることや、季節性インフルエンザが流行する時期でもあるので、換気を徹底することが必要である。

### (2) 身体的距離

- 児童・生徒同士の間隔は、2mの距離（最低でも1m）を確保し、対面とならないよう対策を講じる。

### 3 清掃・消毒の徹底

- 消毒は、感染源であるウイルスを死滅させ、減少させる効果はあるが、清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活により児童・生徒等の抵抗力を高め、手洗いを徹底することが重要である。
- 昇降口付近や手洗い場、トイレ、教室など、校内の適切な箇所に石けんやアルコールを含んだ手指消毒薬を設置し、手指の衛生を保てる環境を整備する。
- 固形、液体を問わず、石けんの衛生管理を定期的に行う。例えば、固形石けんでは、定期的にネット・石けんを変えるようにする。液体石けんでは、容器の中身を詰め替える際は、残った石けんは捨て、容器をよく洗い、乾燥させてから、新たな石けんを詰めるようにする。また、液体石けん容器の置き場所についても、流しの中に直接置かないなど、衛生を保てる環境を整備する。
- 教室やトイレなど児童・生徒が利用する場所のうち、特に多くの児童・生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ、窓枠、窓の鍵など）は、1日1回程度消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム）を浸した布巾やペーパータオルを用いて清拭する。消毒作業中は換気を十分に行い、目、鼻、口などを触らないようにする。

### 4 正しいタイミングと正しい方法での手洗いを徹底

家庭では、帰宅時や食事の前後、トイレ使用后、咳やくしゃみ・鼻をかんだ後、学校では、登校時や給食前後、外で活動した後、体育の授業後、外遊びの後、トイレ使用后、咳やくしゃみをした後、鼻をかんだ後、教材を共用した後など、飛沫や接触による感染リスクが高まるタイミングにおいて、石けんを使用して30秒程度泡立て、十分に水で流し、清潔なタオルやハンカチ、ペーパータオルでよく拭き取って乾かす手洗いを励行するよう指導する。

学校で手洗いをさせる際には、手洗い場所が密集・密接しないよう、手洗い場所付近に立ち位置を示すマーキングを行うことや、正しい手洗いをを行う時間を確保できるよう、授業中や休み時間を問わず、トイレの使用や手洗いを時間差で行わせることなどの対策を講じる。

手洗いがすぐにできない状況では、アルコールは、ウイルスの「膜」を壊すことで無毒化するものであることから、アルコール消毒液も有効である。手洗い場の数などで、正しいタイミングでの手洗いの励行が困難な場合などには、アルコールを含んだ手指消毒薬などを併用し、手指消毒の徹底に努めるよう指導する。また、手指など人体に用いる場合は、品質・有効性・人体への安全性が確認された「医薬品・医薬部外品」（「医薬品」「医薬部外品」との表示のあるもの）を使用する。

※アルコールに過敏な方は使用を控える。

※石けんは液体石けんが望ましい。（「学校において予防すべき感染症の解説」文部科学省、公益財団法人日本学校保健会発行）

※手洗いをしていない状況では、接触感染防止のため、眼、鼻、口などに触れることを避けるよう指導する。

※タオルやハンカチは共用せず、毎日交換したものを持参させ、清潔を保つよう指導する。

※映像資料「感染症予防のための正しい手洗い方法」（東京都）

[https://www.youtube.com/watch?v=1ViN9C\\_BS-0](https://www.youtube.com/watch?v=1ViN9C_BS-0)

## 5 児童・生徒、保護者、教職員の健康観察の徹底

### (1) 児童・生徒の健康観察の徹底

- 児童・生徒の感染が増加している状況を踏まえ、児童・生徒の健康観察（体温測定、症状の有無の確認）を徹底する。
- 咳、発熱、息苦しさなどの体調不良の症状が見られる場合は、受診するように指導する。

### (2) 児童・生徒と同居する家族などの健康観察徹底の依頼

- 感染症対策の内容を保護者にも通知等により確実に伝達するとともに、家庭においても対策を徹底していただく。
- 日本小児科学会の調査によると子どもへの感染は約8割が家族からとなっている。保護者の方を含む家族全員が感染症対策をしっかり行い家庭内に感染を持ち込まないことが大変重要であるとされている。
- 児童・生徒と同様に家族も健康観察を実施していただくなど、家庭における感染症対策の徹底を依頼する。
- 家庭で以下の事項について実施していただくよう依頼する。
  - ・毎朝の検温
  - ・検温結果と健康状態について健康観察票に記載
  - ・健康観察票において何らかの症状が見られる場合は無理をせずすぐに休養させる（症状については主治医等に相談すること。）
  - ・マスクの準備と着用
  - ・家庭内において体調不良者がいる場合などについてもマスクを着用する。
- 校長は、児童・生徒が発熱、せき、のどの痛みなどの症状がある場合、あるいは同居の家族の中に新型コロナウイルスに感染した者がいる場合、児童・生徒が濃厚接触者である旨を把握した場合には、速やかに学校に知らせるよう、あらかじめ保護者に依頼する。

### (3) 教職員等の健康管理の徹底

- 教職員や講師、講話などを実施する外部の人材など（以下「教職員等」という。）は、児童・生徒と密に接することから、正しいタイミングと正しい方法による手洗いや正しいマスクの着用（不織布マスク）、健康管理等の感染症対策を一層徹底して実施する。
- 教職員等は、毎朝自宅で検温を行い、適切な健康管理に努めるとともに、健康状態に不安がある教職員等は無理な出勤を避け、発熱等の風邪の症状が見られるときは無理せず自宅で休養する。
- 教職員等は、検温結果などから風邪症状がないことを確認の上、出勤時に「健康チェック票」に検温結果等を記録すること。
- 校長は、毎日、教職員等の健康状態について問題がないことを確認し、3週間は記録を保管する。
- 勤務時間外においても、3つの「密」が想定される場所、特に3つの「密」が同時に重なる場所を避け、それぞれの密一つ一つについても避ける。家族、同居者等も同様に認識していただき、行動自粛について徹底する。
- 大人数での飲食、飲酒や大声での会話などが行われる集まりは避けるなどリスクの高い活動は注意する。

# I 学校運営編

## 1 感染症対策の徹底

### (1) 児童・生徒への指導

学校は、児童・生徒に対し、以下の内容を指導する。

#### ア 新型コロナウイルス感染症についての理解

児童・生徒が新型コロナウイルス感染症の予防について正しく理解し、適切な行動をとれるよう、発達段階を踏まえた指導を行う。また、疾病に対する抵抗力を高めるため、家庭における十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を心掛けるよう指導する。

感染者や濃厚接触者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為をしないこと、医療や社会生活を維持する業務の従事者等、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために最前線で尽力されている方々に感謝の念をもつことについて、発達段階に応じた指導を行う。

※新型コロナウイルス感染症の予防に関わる指導資料（文部科学省）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/hoken/08060506\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08060506_00001.htm)

#### イ 新型コロナウイルスワクチンに関する正しい知識の啓発

保健の学習内容と関連付けるなどして、児童・生徒が感染症の予防やワクチンについて正しい知識を身に付けられるよう指導する。

なお、指導に当たっては、ワクチン接種は任意であり強制ではないこと、周囲にワクチンの接種を強制してはいけないこと、身体的な理由や様々な理由によってワクチンを接種できない人や接種を望まない人もおり、その判断は尊重されるべきであることを併せて児童・生徒に指導し、保護者に対しても理解を求めること。また、ワクチンの接種に伴う出欠等の取り扱いについては、欠席扱いとしないこと。

### (2) 連絡体制・衛生管理の徹底

- 保護者と日中に必ず連絡が取れるよう、家庭との連絡体制を整備する。
- 学校医や学校薬剤師との連携の下で、個別の学校の施設の状況等に応じた必要な消毒対策を実施するなど、徹底した衛生環境の整備に努める。

## 2 教育活動を実施する上で必要な感染症対策

「1 感染症対策の徹底」に示した基本的な感染症対策を継続して実施するとともに、在校時間全般にわたって児童・生徒の健康状態に注意を払い、必要に応じて検温するなど、健康観察を丁寧に行う。また、以下の事項に留意する。

### (1) 登校時の健康状態の把握

学校は、児童・生徒に対して、毎朝、自宅で検温し、タブレット端末に入力するよう指示する。なお、児童・生徒に発熱等の風邪の症状や咳、発熱、息苦しさ等、感染が疑われる症状が見られる場合は、原則として出席停止の措置を取るとともに、医療機関を受診し、医師による判断が出るまでの間、自宅で休養するよう指導する。また、感染がまん延している状況にあるときに、同居の家族等に感染が疑われる症状が見られる場合にも、その症状がなくなるまでの間、児童・生徒に出席停止の措置を取る。なお、登校するに当たって、医療機関等が発行する検査結果や治癒の証明書を求めることのないよう留意すること。登校時に健康観察票等によ

り健康状態を確認できなかった、また健康観察票で発熱等の記載のあった児童・生徒については、直ちに別室等で検温するとともに、風邪の症状などを確認する。

(2) 児童・生徒が体調不良を訴えた場合への準備

校長を責任者とし、校内に保健管理体制を構築する。併せて、学校医・学校薬剤師等との連携を推進する。学校全体として、養護教諭・各学級担任などととも、学校医・学校薬剤師等と連携した保健管理体制を整備する。

(3) 児童・生徒が体調不良を訴えた場合の対応

●養護教諭をはじめ教職員等は、体調不良者の状態を確認し、管理職と連携しながら、必要な対応について判断する。

●発熱等の風邪の症状や咳、発熱、息苦しさ等、感染症が疑われる児童・生徒については別室で対応し、感染拡大防止のため、対応に当たる教職員等を限定する。対応に当たる教職員等は、自身や当該児童・生徒が正しくマスクを着用しているかを確認し、当該児童・生徒とともに手洗いした上で、別室へ移動する。また、他の児童・生徒と寝具やタオル等を共有しないようにする。対応後も、教職員等は手洗いを徹底する。

(例) 個室を複数準備する、同室内で2m以上の距離を確保する、パーテーション等で区切る等

※保健室は、外傷や心身の不調など、様々な要因で児童・生徒が集まる場所であるため、発熱等の感染症が疑われる児童・生徒が他の児童・生徒と接することのないように学校の施設の状況等に応じて対応する。

●体液に触れる処置が必要な場合は、必要な感染症対策（ゴム手袋やフェイスシールド等）をとって対応し、前後の手洗いを徹底する。

●感染症が疑われる児童・生徒は、速やかに保護者に連絡した上で下校させる。下校方法については保護者と相談する。

●下校するまで定期的に健康状態を確認する。下校後の医療機関の受診を勧めるとともに受診の確認を行う。家庭内での注意事項について資料を渡して伝える。登校の再開については、主治医や学校医と相談する。

●下校時など屋外では、人との距離（2m以上を目安）が確保できる場合、または、会話をほとんど行わない場合にはマスクの着用は不要である。

※家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf>

●下校後は、当該児童・生徒が手を触れたと思われる箇所を消毒するとともに、部屋の換気を十分に行う。

(4) ごみの分別

●咳エチケットで出たごみ（鼻をかんだティッシュ等）を捨てる専用のごみ箱を準備する。

●ごみ箱にポリ袋をかぶせ、中のごみの量は八分目までとする。中のごみをまとめるときは、中身に直接触れないようにしっかり縛り、燃えるごみに出す。ごみ箱の処理をした後は、流水と石けんで手を洗う。

### 3 感染症対策を徹底した教育活動

#### (1) 基本的な考え方

学校の教育活動を行うに当たっては、子どもの学びの保障を図るため、校内における新型コロナウイルス感染症対策を徹底した上で、次の考え方に基づき実施可能な教育活動を実施する。

- 児童・生徒一人一人が新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識を身に付けるとともに、自ら判断し、感染を防ぐ行動をとることができるよう、発達段階に応じた指導を行う。
- 知・徳・体をバランスよく組み合わせた教育活動を実施する。
- 学校におけるデジタルを活用した学習の充実に取り組むとともに、登校による学習とオンライン学習等による家庭学習を組み合わせる実施する。
- 学校は、児童・生徒が行ったオンライン等による家庭での学習内容の定着を確認した上で、今後の学校での指導や家庭学習を実施する。

#### (2) 学校運営上の重点項目

##### ア 教室等における密集の回避

- ・教室等においては、可能な限り児童・生徒同士が対面とならないよう留意し、特別教室等で密集が生じる可能性のある場合は、学習集団を分けるなどの対策を講じる。

##### イ 職員室等における感染症対策

- 職員室等における勤務については、他者との間隔をおおむね2 m（最低1 m）確保できるようにし、会話の際は、できるだけ真正面を避けるようにする。会議等を行う際は、換気をしつつ広い部屋で、最少の人数や短時間でを行うなどの工夫をするとともに、オンライン会議システム等を積極的に活用する。
- 距離を確保できない場合は不織布マスクを常時着用し、室内の換気を徹底する、また、アクリル板等を活用する。
- 昼食や飲食時には大声での会話を控えるなどの対応を行う。
- 換気を行うため職員室等の窓開けなどの換気は可能であれば常時、リスクは上がるものの困難な場合は、こまめに（30分に1回以上、数分程度窓を全開にする。）2方向の窓を同時に開けて行う。
- 教科準備室や会議室のほか、職員室以外の部屋においても3つの「密」（密閉・密集・密接）を回避するなどの感染症対策を行う。
- 換気の指標として、CO<sub>2</sub>測定器により二酸化炭素濃度を計測するなどし、適切な換気に努める。

#### (3) オンライン教育の活用

学校においては、児童・生徒の学びを止めないという視点に立ち、感染状況に応じて、登校による学習とオンライン学習等による家庭学習を組み合わせるなど、児童・生徒の学習の保障を図っていくことが重要である。

#### (4) 教育活動上の留意点

##### ア 感染症対策に留意した各教科等の指導

- 教職員及び児童・生徒は、活動場所や活動場面に応じたメリハリのあるマスクの着用を行うことを基本とし、飛沫感染の防止に努める。
- 実技や実験、実習等で使用する楽器や用具等は、児童・生徒間での使い回しを極力避

け、共用する場合には手が触れる部分をその都度消毒する。

- 感染状況に応じて、飛沫感染の可能性が高い活動は、可能な限り感染症対策を行った上で「密集」「密接」を避けて実施する。

(例)

- ・グループや少人数等による話し合い活動は、一定の距離を保ち、回数や時間を絞るなどの工夫を行った上で、グループの人数に配慮して実施する。また、オンラインによる意見交換など、「密集」「密接」にならない方法を積極的に活用する。
- ・理科の観察は、児童・生徒が対面で着席をしたり、顔を寄せ合ったりすることのないよう、グループの人数や座席配置を工夫する。実験は、密接を防ぐため、1セットの実験器具を扱う生徒を2名までとするなどして実施する。また、実施の際は、理科室等の換気扇を常時使用するとともに、可能な限り窓を開けるなどの換気を行う。
- ・歌唱の活動や管楽器（リコーダー等）を用いる活動は、音楽室等の換気を十分に行い、活動する児童・生徒の前に他の児童・生徒が位置しないよう、窓や壁に向かって、2m（最低1m）程度間隔を空けた横1列の隊形や半円の隊形で実施するなどの工夫を行う。また、活動以外の時間はマスクの着用を基本とする。
- ・調理実習を実施する場合は、衛生管理を徹底するとともに、密接を防ぐため、1台の調理器具に2名までとするなどして実施する。実習で使用する調理器具等は、児童・生徒間での使い回しを極力避け、共用する場合には手が触れる部分をその都度洗浄する。また、児童・生徒が対面で着席したり、顔を寄せ合ったりすることのないよう、グループの人数や座席配置を工夫する。

※ 地域の感染状況等により、警戒度を上げなければならない場合

- 感染症対策を講じてもなお飛沫感染の可能性が高い活動は行わない。

(例)

グループや少人数等による話し合い活動

体育における身体接触を伴う活動

音楽における歌唱の活動や管楽器（リコーダー等）を用いる活動

家庭科における調理実習

イ 実技を伴う体育の授業を実施する場合の注意事項

- 熱中症事故の防止に係るこれまでの通知を踏まえ、熱中症に留意するとともに、児童・生徒の休業中の体力の低下や健康状況を考慮して実施する。
- 体育館などの屋内で実施する場合は十分な換気を行う。
- 体育の授業におけるマスクの着用は必要ない。令和4年5月24日付事務連絡「学校生活における児童生徒等のマスクの着用について」（文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課）を踏まえて対応する。
- 更衣室は、定期的に換気するとともに、児童・生徒を小グループに分けて短時間で利用することとし、密集した状態とならないよう工夫する。
- 使用する用具等で消毒が行える物については、できるかぎり消毒を行うとともに、数が十分に確保できる用具等の児童・生徒間での使い回しは避ける。
- 水泳授業の実施については、「コロナ禍における安全な水泳指導を実施するためのガイドライン（三鷹市教育委員会）」を踏まえ、プール・プールサイド・更衣室等における密

集・密接の場面を避けたり、シャワーや洗眼器の水栓及び更衣室のドアノブやロッカー等のこまめな消毒を行ったりするなど、感染リスクへの対策等を講じるとともに、児童・生徒及び保護者の同意を得る。このような対策を講じることが困難であり、児童・生徒の安全を確保することができないと判断する場合は、水泳授業の実施を控える。

- 柔道での攻防、器械運動での補助など、飛沫感染の可能性が高く、常時、身体接触を伴う活動において、可能な限りの感染症対策を講じても児童・生徒の安全を確保することができないと判断する場合は、状況に応じて、実施を控える。

#### ウ 体育館等でガイダンス等を実施する場合

- 参加者は対象学年の児童・生徒のみとし、児童・生徒同士の間隔をおおむね2 m（最低1 m）確保する。
- 2方向の窓やドアを開けるなど、十分な換気を行う。
- 内容を精選し、全体の時間が長くないよう配慮する。

#### エ 学校給食及び昼食

- 配膳・下膳の際は、密集を避けるよう指導する。
- 喫食場所を分散するなどして、喫食の場所の密集を避けるとともに、飛沫を飛ばさないよう、例えば机を向かい合わせにしない、大声での会話を控えるなどの指導を行う。
- 座席配置の工夫や適切な換気の確保等の措置を講じた上で、食事の時間において、児童・生徒等の間で会話を行うことも可能である。
- 配膳の際は、マスクの着用、前後の手洗いなど、衛生管理を徹底させる。
- 喫食の前には、児童・生徒全員の手洗いを徹底させる。
- 喫食後の歓談時には必ずマスクを着用するよう指導する。

#### オ 休み時間

- 教室等の窓を開け、換気を徹底する。
- 児童・生徒が互いの間隔を適切にとるとともに、休み時間終了後等に手洗いを徹底するよう指導する。

#### カ 清掃活動

2方向の窓やドアを開けるなど十分な換気を行った上で、マスクを着用して行い、清掃前後は、必ず流水と石けん等を使用して手洗いを行うよう指導する。

#### キ 児童・生徒への注意喚起

次の注意事項について学級指導等を通じて周知するとともに、適宜、放送等を活用した注意喚起を実施する。

- ・活動場所や活動場面に応じたメリハリのあるマスクの着用、手洗いの励行
- ・3つの「密」を避けた行動
- ・放課後は速やかに帰宅する
- ・帰宅後や登校しない日の不要不急の外出を避ける

#### (5) 部活動を実施する際の留意点

##### ア 基本的な考え方

- 「東京都教育委員会 運動部活動の在り方に関する方針」及び「東京都教育委員会 文化部活動の在り方に関する方針」、「三鷹市立中学校部活動ガイドライン」に基づいて、生徒の安全を最優先に実施する。

- 生徒の体力や健康及び技能等の状況を踏まえ、安全を最優先して活動計画を作成し、実施内容や方法を工夫するとともに、適宜、活動日・活動時間・活動内容等の見直しを行う。
- 部活動の日時や実施内容をあらかじめ生徒・保護者に周知し、理解を得た上で実施する。
- 部活動を行う前には、顧問等による健康観察はもとより、生徒に自らの体調管理を確実に実施させる。
- 感染状況に応じ、感染リスクの高い活動は控える。特に、接触等を伴う活動等において、可能な限りの感染症対策を講じても、生徒の安全を確保できない場合は実施しない。
- 部活動の実施に当たっては、それぞれの特性に応じた感染症対策を講じる必要があるため、各団体が作成するガイドラインを遵守する。
- 運動部活動でのマスクの着用については、体育の授業における取扱いに準じる。なお、文化部活動も含め、部活動中にマスクを外す際は、生徒間及び教職員と生徒間の距離をおおむね2m以上確保するとともに、不必要な会話や発声を行わないようにする。
- 使用する楽器や用具等は、使用前に消毒を行うとともに、生徒間での使い回しは極力避ける。
- 屋内の活動場所、更衣室や部室は定期的に換気するとともに、感染状況に応じ、生徒を小グループに分けて短時間で利用することとし、密集した状態とならないよう工夫する。

#### イ 活動時間及び休養日

「東京都教育委員会 運動部活動の在り方に関する方針」及び「東京都教育委員会 文化部活動の在り方に関する方針」、「三鷹市立中学校部活動ガイドライン」を遵守する。

- 活動時間は、長くとも平日は2時間程度、週休日は3時間程度
- 休養日は、週当たり2日以上（少なくとも平日1日、週休日1日）
- 週休日等に実施する場合には、昼食時間を避けて活動時間を設定

#### ウ 対外試合や大会参加等について

- 対外試合・合同練習の実施や大会参加などの校外での活動については、地域や児童・生徒の感染状況を踏まえ、各部活動の意義や目的に照らし、その必要性について慎重に判断する。
- 対外試合・合同練習の実施や大会参加をする場合は、必ず生徒・保護者の同意書を得る。
- 参加に当たっては、学校として主催団体とともに責任をもって、会場への移動時や食事時、会場での更衣室及び会議室の利用時など、大会におけるスポーツ・文化活動以外の場面も含め感染症対策を講じる。
- 吹奏楽部や合唱部等の定期演奏会等を実施する場合は、校長の責任の下、実施の可否を判断する。
- 定期演奏会等を実施する場合は、次の事項に配慮する。
  - ・出演予定の生徒の健康状態を把握するとともに、発熱や体調不良等が無いことを確認する。
  - ・緊急時には参観者へ速やかに連絡できるよう、参観者全員の緊急連絡先の情報を把握する。

- ・外部施設を借用して定期演奏会等を実施する場合は、施設管理者等における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン等に基づいて実施する。

※ 地域の感染状況等により、警戒度を上げなければならない場合

- 感染リスクの高い活動は控える。
- 実施に当たっては、必要最低限の活動日数・時間及び参加人数にする等の感染症対策を徹底する。
- 校長の責任の下、一部の大会等への参加は可とし、当該大会等参加に伴う練習及び都県をまたがない練習試合は可とする。
- 大会等に出場する場合、各学校において、保護者に対し大会等への出場に関する通知を発送した上で、生徒・保護者の同意書を得るとともに、出場する大会等の初日を起算日として14日前から大会等終了まで、各学校において、必ず毎日、生徒の健康観察を行う。

(6) 教育活動の実施に当たっての配慮事項

ア 児童・生徒の心身の状況の把握と心のケア等

(イ) 支援が必要な児童・生徒の早期発見・早期対応に向けた取組

コロナ禍で、今後の見通しがもろちづらい状況下において、児童・生徒が漠然とした不安や深刻な悩みを一人で抱え込んでしまう心配があるということについて、全教職員で共通理解を図った上で、年間を通して丁寧に心のケアを行う。

支援が必要と思われる児童・生徒の早期発見・早期対応のために、児童・生徒や保護者等を対象としたアンケート調査や、学級担任等による丁寧な観察や個人面談等、教職員が児童・生徒の小さな変化を見逃さないようにするための取組を行う。

その上で、気になる様子が見られる児童・生徒については、教職員間で情報を共有するとともに、関わりの深い教員等が当該児童・生徒に声を掛け、不安や悩みの解消に向けて支援することを伝える。

特に、成績の低下、うつ病等の様々な精神疾患の疑い、家庭環境の変化等、自殺の危険因子となる状況がないか留意するとともに、児童・生徒に自殺を企図する兆候が見られた場合には、特定の教職員で抱え込まず、保護者、医療機関等と連携しながら組織的に対応する。

(ロ) 学校・家庭・地域の連携による「子どもが安心して相談できる環境」の構築

全ての児童・生徒に、どんなに小さなことでも心配なことがある場合は、身近にいる信頼できる大人や、24 時間受付の「東京都いじめ相談ホットライン」等の相談機関に相談するよう、校長講話や学級指導、相談窓口連絡先一覧の配布時等の機会を捉えて、折に触れて伝える。さらに、学校だよりや学校ホームページ等により、保護者や地域に対して、家庭における児童・生徒の見守りについて依頼するとともに、児童・生徒に少しでも気になる様子が見られる場合は、学校や相談機関に相談するよう周知する。

(ハ) 感染した児童・生徒の心のケア等

校長講話や学年集会等において、感染状況やその脅威を正しく理解させるとともに、誰でも感染する可能性があり、仮に感染しても自分を責めたり、周囲の児童・生徒がそのことを非難したりすることがないように、指導を徹底する。

イ 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別の防止

感染者、濃厚接触者とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為をしないこと、

医療や社会生活を維持する業務の従事者等、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために最前線で尽力されている方々に感謝の念をもつことについて、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達の段階に応じた指導を行う。

- 「人権教育プログラム（学校教育編）令和4年3月」の「感染症に関わる人権問題」（p.173～175）に掲載されている資料や実践事例等を活用し、「人権教育プログラム（学校教育編）令和3年3月」の「人権尊重の精神を育むための指導法の工夫」（p.91）に掲載されている参考資料や実践事例等を活用し、発達の段階に応じた指導を定期的に行う。その際、例えば、マスクをしていない、咳をしている、登校時における検温で熱がある、医師の指示等により出席を控えているなどの児童・生徒へのいじめや偏見、差別が生じないように、生活指導上の配慮等を十分に行う。
- 「新型コロナウイルス感染症に関連する偏見や差別意識の解消を図る指導資料」（東京都教職員研修センター）、新型コロナウイルス感染症に関する差別・偏見の防止に向けて（令和2年8月25日文科科学大臣からのメッセージ）等を活用して、新型コロナウイルス感染症に関連する偏見や差別、いじめを防止し、医療従事者等への感謝の念を育む指導を継続的に行う。
- 児童・生徒や保護者等が、新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見等に悩んだ場合には、学校や相談窓口（いじめ相談ホットライン、SNS教育相談等）に相談するよう、適宜周知する。

#### （7）熱中症の防止

熱中症事故の防止に係るこれまでの通知を踏まえ、下記事項に十分留意して事故防止の徹底を図る。

- 熱中症は、未然に防止できることや、児童・生徒の健康や生命に甚大な影響を与えることを、学校全体及び指導者が十分に認識した上で指導に当たる。
- 児童・生徒の健康管理を適切に行い、一人一人の状況に応じて必要な対策を個別に講じる。
- 部活動をはじめとする教育活動全般において、天候・気温、活動内容・場所等の状況により、延期又は中止等の柔軟な対応を検討する。
- 活動する場合においては、環境条件を考慮して、活動量・内容・時間・場所等を変更するなど熱中症予防対策を徹底するとともに、水分・塩分の補給や休憩を励行し、適切に対策を講じる。また、熱中症の疑いがある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分補給、体温の冷却、病院への搬送等適切な処置を行う。
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、児童・生徒及び教職員は、活動場所や活動場面に応じたメリハリのあるマスクの着用を行うこと。ただし、気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、換気や児童・生徒の間に十分な距離を保つなどの配慮の上、マスクを外すよう対応する。
- 登下校時など屋外で一定の距離が確保できれば、マスクを外すなどの指導の工夫をする。

#### （8）年間指導計画等の見直し

##### ア 基本的な考え方

- 学習指導要領に示された教科の内容や道徳、特別活動等をバランスよく指導する計画を立てる。

- 週休日や祝日、長期休業期間を活用する場合は、児童・生徒の疲労の度合い等を考慮して設定するとともに、保護者に丁寧に説明する。また、週休日や祝日に授業を行う場合には、勤務した教員について適切に勤務の振替を行う。
- 学習指導要領に示された内容の指導を年度内に終えることができなかつた場合、特例的な対応として、次のことが考えられる。
  - ・次年度等を実施する教科等の中で指導する。
  - ・追加の家庭学習を課して、その成果を把握する。
 なお、その場合は教育委員会に報告をすることとする。

## イ 学習評価

### (ア) 家庭学習の評価

教科等の年間指導計画を踏まえた課題に対して、児童・生徒が家庭等で取り組んだプリント等やオンラインで実施した学習履歴等の学習の成果を適切に把握し、学習評価に反映することができるよう工夫する。

### (イ) 年間を通した評価の考え方

感染状況等により、各教科等、特に体育・保健体育、音楽、図画工作・美術等、実技を中心とした教科の学習が十分に行えない場合を想定し、提出された課題等の内容により総合的に判断した上で評価するなど、あらかじめ評価方法を設定する。

上記(ア)(イ)を踏まえ、学校として当該年度の各教科・科目、総合的な学習の時間等の学習評価の方針を立て、児童・生徒及びその保護者に丁寧に説明する。

### (ウ) 各学期の評価

学校での学習と家庭学習の成果、日々の授業の中で把握した学習状況等を踏まえ、総合的に判断した上で評価する。

## ウ 学校行事

感染状況等により、児童・生徒の安全が十分に確保できないと判断される場合は、延期又は中止する。実施に当たっては、感染状況に応じ、学年単位での実施を検討するなど、以下の実施方法・内容について十分検討する。

### (ア) 文化的行事、健康安全・体育的行事等

- 「3密」と「大声」を避けた計画とするとともに、30分に1回を目安として定期的に休憩を挟み、その都度、会場内の換気を行うなどの工夫を行う。また、オンラインによる鑑賞も積極的に活用する。
- 学校の体育館等の施設を使用する場合は、児童・生徒同士の間隔をおおむね2m（最低1m）確保するとともに、2方向の窓やドアを開けるなど、十分な換気を行う。
- 外部会場を使用する場合は、会場の使用規定等に基づくとともに、座席の配置は児童・生徒同士の間隔を十分確保する。
- 飛沫感染防止の観点から、講演会等において演台を使用する場合はアクリル板を設置する。また、歌唱や演奏等を行う者の舞台上の配置は前後2m以上、左右1m以上確保するとともに、舞台から観客席までの距離を5m程度確保するなどの工夫をする。

### (イ) 宿泊を伴う行事について

- 学校のある地域又は活動先における感染状況等により、児童・生徒の安全が十分に確保できないと判断される場合は、延期又は中止する。ただし、都内における宿泊を伴わない

形態や貸切バスでの移動等、実施方法の工夫や、感染症対策を講じた代替の活動を検討する。

- 実施の計画に当たっては、次の点について確認する。
  - ・宿泊先や訪問先の施設等の感染症対策等
  - ・児童・生徒の感染が判明した場合の発症者の隔離や看護、濃厚接触者の対応及び保護者への引渡し方法等
  - ・移動に係る輸送機関の車内や機内等の換気等
  - ・宿泊先における人数に配慮した部屋割や入浴施設の利用等
- 児童・生徒と保護者に対して、実施のねらい、実施中の感染症対策、経路、利用する交通機関、緊急時の連絡体制、医療体制、キャンセル料等について丁寧に説明し、特に次の点について必ず確認した上で、実施開始日のおおむね1か月前までに参加承諾書を得る。また、必要に応じて、オンライン等による保護者会を開催する。
  - ・実施2週間前から、児童・生徒の健康観察を徹底するとともに、同居の家族についても健康状況を把握する。
  - ・本人が新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、治癒するまで参加できない。
  - ・本人又は同居の家族が濃厚接触者に特定された場合は、感染していないことが確認できるまで参加できない。(上記2点は、いずれも医療機関又は保健所の判断による)
  - ・出発日に本人や同居の家族に発熱や風邪の症状が見られる場合は参加できない。
  - ・実施中に、発熱や風邪の症状が出た場合、新型コロナウイルスに感染した場合及び濃厚接触者となった場合は、医療機関や保健所と相談の上で対応を行う。その際、旅行先での保護者への引渡しや、PCR検査等による滞在延長の可能性がある。
- 実施中に児童・生徒自身が感染予防の行動や移動中や食事中等の会話を控えるなど場面に応じた行動ができるよう事前に指導する。

#### (ウ) 校外での活動

- (ア) 文化的行事、健康安全・体育的行事等及び(イ) 宿泊を伴う行事についてを参考にし、内容や方法について十分に検討して実施する。

#### オ 健康診断の実施

- 実施時期や方法について、学校医・学校歯科医・関係機関等に十分に相談し、可能な限り速やかに実施する。その際、以下の点に注意する。
  - ・会場は十分に換気する。
  - ・会場には一度に多くの人を入れない。
  - ・整列させる際には2m（最低1m）の間隔を空け、密集しないようにする。
  - ・健康診断の前後の手洗い、咳エチケットを徹底する。
  - ・会場では会話や発声を控える。
- 検査に必要な器具を適切に消毒する。

#### (9) 学校見学会・入学説明会等の実施

##### ア 学校における学校見学会等

- 学校での学校見学会、入学説明会、小学生に対する授業公開等、在校生以外が校舎内に入るイベントは、動画配信・ビデオ通話サービスの積極的な活用を行う。動画配信を行っ

た上で、なおかつ、必要な場合には、事前予約により人数を限定した個別相談又は説明会での対応を行うなど、3密回避・人流抑制に努める。

#### イ 校内見学等を実施する場合

- 校内見学等は、真に必要な場合は、各学校長の責任の下、感染防止対策を徹底した上で実施する。
- 来校した児童・生徒や保護者に校内見学、説明会、事前相談等を実施する場合は、以下の対応を徹底する。
  - ・参加者に対し、事前の検温、マスク着用を求め、当日、発熱等の風邪の症状や腹痛、下痢等が見られる場合は参加できないこと、また、校内見学実施後、参加者が新型コロナウイルスに感染したことが判明した場合には、事前予約時に参加者が学校に提出した連絡先を保健所に提供することに同意した上で校内見学を行うことを、事前予約時に必ず周知する。
  - ・当日、参加者が校舎に入る前に事前の検温実施、マスク着用の確認をし、参加者に手指消毒等を行わせる。
  - ・教室、廊下、説明会会場等を十分に換気する。
  - ・集合形式での説明は、内容を精選しなるべく短時間とする。長くても1時間を超えないようにする。また、参加者の座席はあらかじめ指定する等して、参加者から陽性者が出た場合の調査が円滑に行えるようにする。
  - ・説明者はマスク等を使用し、飛沫感染防止を行う。
  - ・会場は必ず参加者同士の間隔を2m（最低1m）確保する。感染状況に応じては、施設の収容人数の半数以下とする。

#### 5 その他の留意点

##### (1) 登校の判断

##### ア 医療的ケアが日常的に必要な児童・生徒について

- 医療的ケアが日常的に必要な児童・生徒（以下「医療的ケア児」という。）が在籍する学校においては、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医等に相談の上、医療的ケア児の状態等に基づき個別に登校の判断をする。
- 基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童・生徒についても、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医等に相談の上、個別に登校の判断をする。
- 登校すべきでないと判断した場合、出欠の扱いは「非常変災等児童・生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

##### イ 海外から帰国した児童・生徒について

- ワクチン接種証明書又は出国前72時間以内に受けた検査の陰性証明書のいずれかを提出する。

##### ウ 感染症の予防上、保護者が児童・生徒を出席させなかった場合について

- 新型コロナウイルス感染症の流行に対して、感染を予防するために保護者が児童・生徒を出席させなかった場合には、登校できない児童・生徒に連絡を取り、健康状態や学習状況を把握するとともに、オンライン等を活用するなどして学校の学習内容や課題を伝えるな

ど個別に対応を行う。

- この場合の出欠の扱いについては、校長が出席しなくてもよいと認める日として扱うことができる。その際、指導要録上の取扱いは「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録する。なお、オンライン等を活用した学習の指導を実施したと校長が認める場合、指導要録の「指導に関する記録」の別記として、オンライン等を活用して実施した特例の授業等の記録について学年ごとに作成する。

## (2) 子どもの居場所確保

全市立小・中学校が一斉に臨時休業となった際、保護者の都合により自宅等で過ごすことが困難な場合、また、当該児童・生徒の精神的な安定という観点から必要な場合は、事前の申込みにより感染症対策を行った上で、学校で過ごすことができるようにする。また、児童・生徒の安全で健やかな放課後等の居場所づくりを行うために、「地域子どもクラブ」においても、3つの「密」の回避を徹底するなど、本ガイドラインを踏まえた感染症防止に努める。

## Ⅱ 臨時休業編

学校において感染者等が発生した場合には、学校医や保健所等と連携して速やかに対応し、学校での集団発生を防いでいく。

### (1) 感染の疑いがあると判明した場合

ア 校長は、児童・生徒や教職員等、学校関係者が濃厚接触者と特定されるなど、感染の疑いがあるとの情報を得た場合は、症状の有無や経過、学校内における活動の態様、接触者の多寡、感染経路の明否等（注）について、本人等に確認を行う。感染の疑いがある者が児童・生徒の場合、校長は必要に応じて、学校医や保健所等に相談の上、学校保健安全法（以下「法」という。）第19条に基づき出席停止の措置を、教職員等の場合、自宅勤務、事故欠勤等により出勤させない措置を、それ以外の学校関係者の場合、校内への立入禁止の措置を行う。なお、出席停止等の期間は、感染がないと確認できるまでとする。

イ 校長は、校内での感染の疑いがある者について接触歴等の情報をまとめる。また、学校医への相談、市教育委員会への報告を行う。

ウ 原則として臨時休業は実施しない。ただし、校内での集団発生が疑われる場合には、衛生主管部局（保健所を含む。）等の助言等を参考に、必要に応じて臨時休業を実施する場合がある。

（注）学校内における活動の態様、接触者の多寡とは、感染者が学校内でどのような行動をしていたか、（①屋内の活動かどうか、②屋内であれば、その広さと換気状態、③マスク着用の有無、④接触者数、⑤接触時間の長さ、⑥会話の有無（特に大きな声の場合には注意が必要）、⑦昼食や給食などの食事中における状況、⑧部活動などの集団での活動の有無、⑨不特定多数との接触状況など）を指す。感染経路の明否とは、想定される学校内での感染経路や、学校外での感染経路などが確認できるかどうかということを示す。以下、（2）ア、ウにおいても同義

(2) 感染者が判明した場合

ア 校長は、児童・生徒や教職員等、学校関係者が感染したと判明した場合は、症状の有無や経過、学校内における活動の態様、接触者の多寡、感染経路の明否等について、本人等に確認を行う。感染者が児童・生徒の場合、法第19条に基づき出席停止の措置を、教職員等の場合、事故欠勤、病気休暇等の措置を、それ以外の学校関係者の場合、校内への立入禁止の措置を行う。出席停止等の期間は治癒するまでの間とし、治癒は医療機関ないし保健所の判断に基づく。なお、本項の状況の下、接触者に感染の疑いがある場合、前項(1)による取扱いを同様に行う。

イ 校長は、校内での感染の疑いがある者について接触歴等の情報をまとめ、学校所在地の保健所に相談する。また、学校医への相談、市教育委員会への報告を行う。

ウ 保健所の指示による感染者の行動範囲の消毒及び校内での濃厚接触者の特定がなされるまで、原則として学校を臨時休業とする。ただし、保健所等に相談・報告の結果、感染の疑いがある者について出席停止等を行い、校内での感染の広がりがないと判断される場合については、臨時休業を実施しない。

エ (ア) 一方、緊急事態宣言が発出される等、地域の感染の広がりを強く警戒する必要がある状況において、学校内で感染が広がっている可能性が高いとみなされる場合に、5から7日間程度、学級単位の臨時休業・出席停止等の校内に立ち入らない措置(以下「『学級単位の措置』」という。)を講じること。

(イ) 具体的には、学級で感染者が1人判明した場合は、濃厚接触者及びそれに相当する者等について出席停止等の措置を実施する。その後、同じ学級において、当該出席停止等の措置が実施された者以外について、以下の①から③のいずれかに該当する事態となった場合に、学校内で感染が広がっている可能性が高いとみなし、速やかに『学級単位の措置』を行う。

① 感染経路が不明の陽性者が更に判明した場合

② 風邪等の有症状者が複数判明した場合

③ その他市教育委員会が必要と認める場合

なお、感染者の判明と①、②の発生までの注意すべき期間は、感染者の最終登校日から7日以内とする。

オ そのほか、感染した者等の学校内における活動の態様、接触者の多寡、感染経路の明否等を総合的に考慮し、衛生主管部局(保健所を含む。)と相談の上、学校医と連携しつつ、必要に応じて、休業の実施の有無、規模、期間について検討し、学校の一部又は全部を休業する場合がある。学校の臨時休業の実施判断については、これらの状況を踏まえ法第20条に基づき、設置者である市教育委員会が行う。

カ 接触者であっても濃厚接触者に特定されなかった児童・生徒及び教職員等については、感染症対策を徹底して行っていたのであれば、原則として、登校は可能と考えられる。ただし、学校は、これらの者に対し、引き続き感染症対策を徹底させる。

キ 感染者の行動範囲等について、保健所から消毒の助言がある場合には、その助言に基づき消毒する。

(3) 臨時休業の判断について

学校において感染者が発生した場合に、学校の全部または一部の臨時休業を行う必要性

については、保健所の見解や学校医の助言等を踏まえ、学校保健安全法第20条に基づき、教育委員会が判断する。

#### 【学級閉鎖】

- 以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。
  - ①同一の学級において複数の児童・生徒の感染が判明した場合
  - ②感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
  - ③その他、教育委員会で必要と判断した場合  
(※ただし、学校に2週間以上来ていない者の発症は除く。)
- 上記において、「複数」としている趣旨は、人数に着目したものではなく、学級内における感染拡大を防止する観点であることから、例えば、同一の学級において、複数の児童・生徒等の感染が確認された場合であっても、その児童・生徒等の間で感染経路に関連がない場合やその他の児童・生徒等に感染が広がっているおそれがない場合については、学級閉鎖を行う必要はない。
- 学級閉鎖の期間としては、5日程度(土日祝日を含む。)を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童・生徒への影響等を踏まえて判断する。  
ただし、上記において未診断の風症等の症状を有する者や濃厚接触者の検査の陰性が確認できた場合等には、当該時間を短縮するなど、柔軟な対応を行うことが可能である。

#### 【学年閉鎖】

- 複数の学級を閉鎖し、かつ、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施する。

#### 【学校全体の臨時休業】

- 複数の学級を閉鎖し、かつ、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施する。

なお、これ以外に、初期対応としての臨時休業等については基本的に行う必要はありませんが、保健所等による濃厚接触者の特定が行われる学校については、全体像が把握できるまでの間、臨時休業を行うことも考えられる。

また、保健所の業務の状況等により、実施が遅延するような場合には、学校医等と相談し、臨時休業を開始してから5日後程度(土日祝日を含む。)を目安として再開することも考えられる。